政令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「いう」の下に「。第八十条第一号において同じ」を加える。

第七十六条第一項中「情報通信利用促進課」を「サイバーセキュリティ課」に改める。

第七十八条中第四号及び第五号を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。

四　情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。

第八十条を次のように改める。

（サイバーセキュリティ課の所掌事務）

第八十条　サイバーセキュリティ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

二　情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。

附　則

この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

厚生労働省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十四号

厚生労働省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年七月十一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十五号

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「並びに」の下に「人材開発統括官及び」を加え、「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「職業能力開発局（第八十五条―第九十条）」を「雇用環境・均等局（第八十五条―第九十一条）」に、「雇用均等・児童家庭局（第九十一条」を「子ども家庭局（第九十二条」に、「第十三目　政策統括官（第百三十一条）」を「第十三目　人材開発統括官（第百三十条の三）　第十四目　政策統括官（第百三十一条）」に改める。

第十七条を削り、第十六条を第十七条とする。

第十八条の見出し中「、技術・国際保健総括審議官」を削り、「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の下に「、生活衛生・食品安全審議官」を加え、同条第一項中「、技術・国際保健総括審議官一人」を削り、「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」の下に「、生活衛生・食品安全審議官一人」を加え、「十四人」を「十五人」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　生活衛生・食品安全審議官は、命を受けて、食品の安全性の確保（食品衛生に係るものに限る。）並びに生活衛生の向上及び増進（健康局の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十九条第一項中「七人」を「六人」に改める。

第一章第二節第一款の款名中「並びに」の下に「人材開発統括官及び」を加える。

第二条の見出し中「並びに」の下に「人材開発統括官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「人材開発統括官一人及び」を加え、「職業能力開発局　雇用均等・児童家庭局」を「雇用環境・均等局　子ども家庭局」に改め、同条第二項中「医薬・生活衛生局に生活衛生・食品安全部を、」及び「派遣・有期労働対策部及び」を削る。

第四条第三号中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改め、同条第七号中「他局」の下に「及び人材開発統括官」を加える。

第六条第二項を削る。

第七条第一項第一号中「雇用均等・児童家庭局」を「雇用環境・均等局」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　個別労働関係紛争の当事者に対する自主的な紛争解決の取組への支援に関すること及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第二十条第二項の規定による情報の提供その他の必要な措置に関すること。